

SHOSAKU事務所 宿泊約款

本約款の適用範囲

第1条

- 1 当宿泊施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
- 2 当宿泊施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

宿泊契約の申込み

第2条

- 1 当宿泊施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当宿泊施設に申し出ていただきます。
 - ① 宿泊者名、連絡先
 - ② 宿泊日及び到着予定時刻
 - ③ 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
 - ④ その他、当宿泊施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿泊施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条

- 1 宿泊契約は、当宿泊施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当宿泊施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 第1項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当宿泊施設が定める申込金を、当宿泊施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額

があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

- 4 第2項の申込金を同項の規定により当宿泊施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当宿泊施設がその旨を宿泊客に告知した場に限ります。
- 5 当宿泊施設が、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申し込みをされ、当宿泊施設が承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただきます、速やかにその旨の通知を差し上げます。

申込金の支払いを要しないこととする特約

第4条

- 1 前条第2項の規定にかかわらず、当宿泊施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当宿泊施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

第5条

- 1 当宿泊施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - ① 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - ② 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - ③ 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - ④ 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - ⑤ 宿泊しようとする者が、宿泊中放歌、けん騒、歌舞、音曲等で他の宿泊客に迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - ⑥ 宿泊しようとする者が、明らかに支払能力がないと認められるとき。
 - ⑦ 宿泊しようとする者が、挙動不審と認められるとき。
 - ⑧ 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

- ⑨ 宿泊しようとする者が泥酔者で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- ⑩ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

宿泊客の契約解除権

第6条

- 1 宿泊客は、当宿泊施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当宿泊施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当宿泊施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当宿泊施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当宿泊施設が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当宿泊施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当宿泊施設の契約解除権

第7条

- 1 当宿泊施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - ① 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - ② 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - ③ 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - ④ 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - ⑤ 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当宿泊施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 2 当宿泊施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第8条

- 1 宿泊客は、宿泊日当日、当宿泊施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - ① 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - ② 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - ③ 出発日及び出発予定時刻
 - ④ その他当宿泊施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

第9条

- 1 宿泊客が当宿泊施設の客室を使用できる時間は、午後2時から午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - ① チェックアウト時刻より午後1時迄1時間毎1,500円（税込）
 - ② 午後1時以降は、前号の追加料金に加えてチェックアウト日の1室1泊分宿泊料金

利用規則の遵守

第10条

- 1 宿泊客は、当宿泊施設内においては、当宿泊施設が定めて宿泊施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

営業時間

第11条

- 1 当宿泊施設の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案

内いたします。

① フロント・キャッシャー等サービス時間

門限・・・なし。ただし午後9時に校庭側ドアを除く全てのドアを施錠します。

フロントサービス・・・午前10時～午後9時

- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

第12条

- 1 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当宿泊施設が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客のチェックインの際又は当宿泊施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当宿泊施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当宿泊施設の責任

第13条

- 1 当宿泊施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿泊施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当宿泊施設の宿泊に関する責任は宿泊者が当宿泊施設のフロントにおいて宿泊の登録を行ったときに始まり、宿泊者が出発するために客室を開けた時に終わります。
- 3 当宿泊施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

第14条

- 1 当宿泊施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2 当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当宿泊施設の責めに帰すべき事由がないとき

は、補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

第15条

- 1 現金、貴重品、美術品、骨董品、壊れ物、液体物、生ものなどの物品はお預かりいたしません。
- 2 宿泊客がフロントにお預けになった物品について、滅失、紛失、毀損等の損害が生じたとき、それが不可抗力である場合を除き、当宿泊施設はその損害を賠償します。但し、当宿泊施設がその種類及び価額の明告を求めた場合で、宿泊客がそれを行わなかったときは、当宿泊施設は3万円を限度としてその損害を賠償します。
- 3 宿泊客が当宿泊施設内にお持込みになった物品、貴重品並びに現金であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当宿泊施設の責に帰すべき事由により滅失、紛失、毀損等の損害が生じたときは、当宿泊施設は、その損害を賠償します。但し、お客様からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当宿泊施設に故意又は重過失のある場合を除き、3万円を限度としてその損害を賠償します。
- 4 宿泊客がフロントにお預けになったお荷物の傷、凹みは保証の対象外となります。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第16条

- 1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当宿泊施設に到着した場合は、その到着前に当宿泊施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当宿泊施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当宿泊施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、法令において認められる範囲において、次のとおり扱うものとします。
 - ① 現金並びに貴重品：発見日を含め7日間当宿泊施設で保管後、最寄りの警察署に届けます。
 - ② 生鮮食料品類：価格や消費期限等にかかわらず、発見日に即日処分します。
 - ③ その他の物件：発見日を含め30日間当宿泊施設で保管後、処分します。
- 3 当宿泊施設は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に確認し、必要に応じ、所有者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊客がこれに異議を述べることはでき

ないものとしします。

- 4 第1項および第2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当宿泊施設の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとしします。

駐車場の責任

第17条

- 1 宿泊客が当宿泊施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当宿泊施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当宿泊施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

第18条

- 1 宿泊客の故意又は過失により当宿泊施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当宿泊施設に対し、その損害を賠償していただきます。
- 2 当宿泊施設内（指定喫煙場所を除き）は全て禁煙のため、客室内もしくは施設内で喫煙が確認できた場合は、喫煙による客室クリーニング代及び客室販売売り止めの損害賠償を請求いたします。金額は別表第3に掲げるところによります。
- 3 当宿泊施設内で嘔吐物の放置が確認できた場合は、清掃費用を請求いたします。金額は別表第3に掲げるところによります。
- 4 夜尿症や飲食等で布団や畳等の室内備品を汚された場合は、クリーニング代を請求いたします。金額は別表第3に掲げるところによります。

別表第1

宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内容
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料（室料）
	追加料金	② 飲食料及びその他の利用料金
	税金	③ 消費税

備考：基本宿泊料は当宿泊施設のウェブサイト等に掲示する料金になります。税法が改正された場合はその改正された規定によるものとしします。

別表第2

違約金(第6条第2項関係)

	不泊	当日	前日	二日前	三日前	一週間前
一般 14名まで	100%	80%	50%	20%	20%	
団体 15名以上	100%	100%	80%	50%	50%	20%

(注) 全館貸し切りの場合は別途契約を締結いたします。

- 1 %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 2 連泊予約日数の短縮または宿泊予定人数の減少の場合は、その対象となる短縮が違約期間に該当する場合は、違約金の適用に応じた比率にて違約金を収受します。
- 3 特別プラン・事前決済プランは別途規定となります。

別表第3

客室内喫煙によるクリーニング代	1室につき2万円
客室内喫煙による客室売止費用	客室売止日数×4万円
施設内の嘔吐物放置による清掃費用	1件1万円
布団等、室内備品のクリーニング代	掛布団3千円 敷布団2千5百円 枕1千円 畳などその他備品は再調達価格

暴力団及び暴力団員並びに公共の秩序に反するおそれのある場合

第19条

- 1 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団及び指定暴力団員等の当宿泊施設の利用はご遠慮いただきます。(ご予約あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。)
- 2 反社会的団体及び反社会的団員(暴力団及び過激行動団体など並びにその構成員)の当宿泊施設利用はご遠慮いただきます。(ご予約あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。)
- 3 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合、直ちに当宿泊施設の利用はご遠慮いただきます。又、かつて、同様な行為をされた方についてもご遠慮いただきます。
- 4 当宿泊施設を利用する方が心身衰弱、薬品、飲酒による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難である場合や、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められるときは、直ちにご利用をお断りいたします。

免責事項

第20条

- 1 当宿泊施設内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、宿泊客ご自身の責任にて行うものとしたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当宿泊施設は一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当宿泊施設及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

利用継続の拒否

第21条

- 1 当宿泊施設は次の場合、利用の継続をお断りすることがあります。
 - ① 当宿泊施設に対して好ましくない行為があったとき、または行為を行おうとおそれがあると認められるとき。
 - ② この約款に違反したとき（違反する恐れがあると、当宿泊施設が判断した場合を含む）。